

大阪市告示第1496号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第1体育場	令和7年11月10日（月）	午前10時から 午後9時まで
	令和7年11月17日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2体育場	令和7年11月10日（月）	午前9時30分から 午後6時まで
	令和7年11月17日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2多目的室	令和7年11月10日（月）	午前10時15分から 午前11時25分まで
	令和7年11月17日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第3多目的室	令和7年11月10日（月）	午後6時から 午後9時まで
	令和7年11月17日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）